

飲酒運転に対する運転者への罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
* 免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき
0.25mg以上

25点

免許取消し
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき
0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止
(90日)

*上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態ですら人身事故を起こすと

死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役

負傷事故 → 15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 15年以下の懲役

負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転に必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

飲酒運転に対する事業者への行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
7日間の事業停止

運転者が飲酒運転を行い、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
3日間の事業停止

事業用トラックドライバーの飲酒運転事案が相次ぐことにより「飲酒運転は運送業界全体の体質的問題」ととられかねません。また、こうした状況が引き続き発生するような事態となれば、エッセンシャルな運送業界の社会的信頼性は著しく失墜してしまいます。

「飲酒運転」という反社会的な行為の根絶を図るため、関係者一丸となって効果的な取り組みを展開しましょう。

飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について

決議

事業用トラックドライバーに対する飲酒運転の根絶については、トラック運送業界として各種啓発活動を展開し、その再発防止に積極的に努めています。

また、国土交通省が令和3年3月に決定した「事業用自動車総合安全プラン2025」においては、「事業用自動車における飲酒運転ゼロ」を目標に掲げる等、様々な取り組みを実施しています。

しかしながら、警察庁統計によれば、最近の事業用トラックによる飲酒運転事故件数は横ばい傾向で、未だ根絶には至っておりません。

特に、令和3年6月28日に、千葉県八街市において、飲酒した運転者の自家用トラックが小学校児童の列に突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が発生し、飲酒運転が全国的な社会問題としてマスコミなどで大々的に取り上げられている最中の7月5日、6日には、事業用トラックドライバーによる飲酒運転事案が相次いで発生しており、極めて憂慮すべき事態となっています。

現在、エッセンシャルな事業として、社内体制を確立して飲酒運転を根絶している優良な運送事業者がほとんどであるこの運送業界ですが、一方で、ほんの一握りの心無い事業用トラックドライバーが引き起こす飲酒運転により、「運送業界全体の体質的な問題」ととらえられることとなり、こうした状況が引き続き発生するような事態となれば、エッセンシャルな運送業界の社会的信頼性は著しく失墜してしまいます。

このような状況に鑑み、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため、第117回交通対策委員会では、業界全体として下記事項を共有するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することにより、この業界から飲酒運転を根絶することを決議する。

1. 各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実に実行される点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
2. 各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
3. 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶にむけた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶にむけた効果的な取り組みを積極的に展開する。具体的には、
 - ・会員事業所所属の全てのドライバーからの飲酒運転しないことの宣誓書の署名活動
 - ・フェリー乗り場、SA・PA、TSなどでのトラックドライバーに対する飲酒の有無の自主点検や、街頭啓発活動

令和3年9月6日

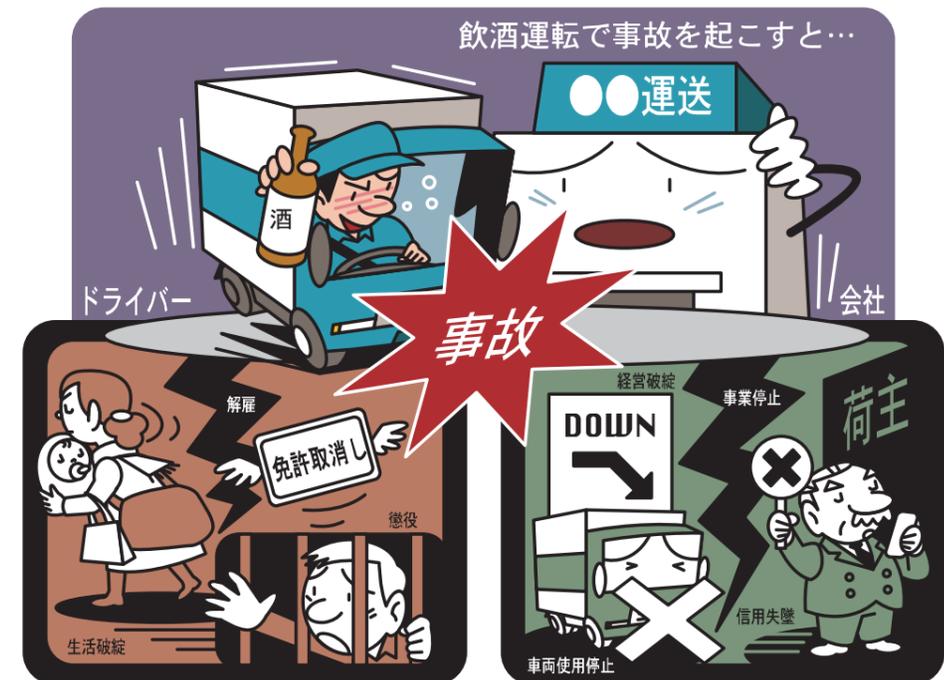
公益社団法人 全日本トラック協会
副会長(交通対策委員長)工藤修二

事業用トラックの飲酒事故事例(令和4年1月～8月31日(速報))

出典：メールマガジン「事業用自動車安全通信」(国土交通省)等

事故等の種類*	車籍地	発生日時	死傷状況		当時の状況
			死亡	負傷	
1 酒気帯び衝突	佐賀県	1月26日 5時52分			神奈川県的高速道路と国道の合流地点において、佐賀県に営業所を置く 大型トラック が進路変更しようとした際、 右側車線を直進していた乗用車と衝突 した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
2 酒気帯び横転	千葉県	3月5日 11時00分	1		千葉県の国道において、同県に営業所を置く 大型トラック・トレーラ が 運行中に横転 した。 この事故により、当該大型トラック・トレーラの運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック・トレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
3 酒気帯び衝突	石川県	3月25日 20時30分			栃木県の国道において、石川県に営業所を置く 大型トラック が運行中、国道に合流する際、 走行していた側道の左側ガードレールに接触し、弾みで中央分離帯に衝突、更に道路左側のガードレール及び街灯に衝突し 停車した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラックの運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
4 酒気帯び衝突	福岡県	3月28日 0時30分			山口県的高速道路において、福岡県に営業所を置く 大型トラック が走行車線を運行中、ハンドル操作を誤り、 追越車線を走行していたトラックの側面に衝突 した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
5 酒気帯び衝突	岡山県	4月15日 16時20分	1		岡山県の国道において、同県に営業所を置く 大型ダンプ が対向車線にはみ出し、 対向車線を走行してきた大型トラックと衝突 し、そのまま現場から立ち去った。 この事故により、大型トラックの運転者が軽症を負った。 事故後の警察の調べにより、当該大型ダンプ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転等)の疑いで逮捕された。
6 酒気帯び衝突	新潟県	4月17日 14時00分			新潟県の飲食店駐車場において、同県に営業所を置く 大型トラック が後退する際、 駐車していた乗用車及び店舗の看板に衝突 した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
7 酒気帯び衝突	栃木県	4月26日 1時54分			千葉県の国道(トンネル内)において、栃木県に営業所を置く 大型トラック が片側2車線の第二通行帯を運行中、 第一通行帯を走行していた大型トラック・トレーラに接触 した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。

事故等の種類*	車籍地	発生日時	死傷状況		当時の状況
			死亡	負傷	
8 酒気帯び衝突	千葉県	5月14日 5時49分		1	千葉県の国道において、同県に営業所を置く 大型トラック が運行中、赤信号を無視して交差点内に進入し、 対向車線から右折してきた乗用車と衝突 した。 この事故により、乗用車の運転者が軽傷を負った。 事故後、当該大型トラック運転者は現場から立ち去り、約1時間後に警察に出頭した。 その後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転等)の疑いで逮捕された。
9 酒気帯び衝突	兵庫県	5月16日 23時27分			広島県の市道において、兵庫県に営業所を置く 大型トラック が運行中、 ガードレールに衝突 した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒酔い運転)の疑いで逮捕された。
10 酒気帯び衝突	富山県	6月6日 13時00分			富山県の県道において、同県に営業所を置く 中型トラック が運行中、中央分離帯を乗り越えて 反対車線の街路樹に衝突 した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該中型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
11 酒気帯び横転	高知県	7月14日 15時30分			高知県の国道において、同県に営業所を置く 大型ダンプ が運行中、対向車線にはみ出し、 歩道に乗り上げ横転 した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型ダンプ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反の疑いで逮捕された。
12 酒気帯び衝突	埼玉県	8月28日 23時30分			新潟県の店舗駐車場において、埼玉県に営業所を置く 大型トラック① が車両を駐車しようとして後退したところ、当該車両の右後部が、 停車中の大型トラック②の左側面前部に接触 した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック①運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。



*「事故等の種類」は全日本トラック協会による